

三労発基 0109 第 10 号
令和 7 年 1 月 9 日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1,102 物質）
2. 法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 244 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和 5 年 12 月 27 日厚生労働省告示第 341 号、令和 6 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 121 号及び同年 6 月 27 日厚生労働省告示第 233 号）及び令和 6 年 9 月 27 日厚生労働省「職場のあんぜんサイト」への掲載（※）により、643 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1（1）に掲げる計 17 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

※ 労働安全衛生規則第 34 条の 14 の改正（令和 6 年 7 月 1 日施行）により、新規化学物質の公表について「官報に掲載」から「インターネットの利用その他の適切な方法」に変更。